

# 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の物品調達に係る供給業者取引停止要綱

令和3年4月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）が行う物品の製造請負又は買入れ及び不用品の売払い（以下「物品の買入れ等」という。）の適正な施行を確保するため、業者が法人における物品の買入れ等に係る業務（以下「物品調達業務」という。）に関して不正の行為又は法令に違反し、物品供給事業者（以下「業者」という。）として不適当であると認められる場合の取引停止について、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 取引停止とは、一般競争入札における競争参加の停止、指名競争入札における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

## (取引停止)

第3条 理事長は、業者又はその役員若しくは使用人（以下「業者等」という。）が別表の各号の一に該当した場合には、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該業者について取引停止を行うものとする。

## (取引停止の期間の特例及び短縮)

第4条 不正の行為又は法令違反の内容が特に重大と認める場合は、前条の規定にかかわらず、同条に定める取引停止期間を超えて、取引を停止することができる。ただし、その期間は、24ヶ月を超えてはならない。

2 前条の規定による取引停止を受けた業者については、その後の情状により、取引停止期間を短縮することができる。（逮捕され、又は逮捕を経ないで、公訴を提起されたことをもって指名を停止することとなっているものについて、取引停止後に不起訴が決定した場合を含む。）

## (報告)

第5条 法人事務局長、静岡社会健康医学大学院大学事務局長（以下「事務局長」という。）は、その所管する物品の買入れ等に係る業務について、業者等が第3条の規定に該当すると認められるときは、速やかに様式第1号による報告書に必要な書類を添えて理事長に報告するものとする。

2 事務局長は、前条第2項の規定に基づき取引停止期間を短縮することが適当と認めるときは、様式第2号による軽減報告書を理事長に提出するものとする。

## (審査及び決定)

第6条 理事長は、前条の規定により報告書を受領したときは、内容を審査し、前条第1項の規定に係る報告にあっては取引停止の、前条第2項の規定に係る報告にあっては取引停止期間短縮の可否を決定するものとする。

2 理事長は、前条の規定に基づいて取引停止又は取引停止期間短縮が決定したときは、その内容を様式第3号により事務局長に通知するものとする。

## (停止の始期)

第7条 前条の規定による取引停止期間の開始の時期は、決定の日の翌日からとする。

## (決定の通知)

第8条 事務局長は第6条第2項の規定に基づいて取引停止又は取引停止期間短縮が決定されたときは、直ちにその旨を当該業者に対し様式第4号による通知書により通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

取引停止をする場合	取引停止期間
<p>(1) 贈賄の容疑により、次の事項の一に該当する場合。</p> <p>ア 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者が法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(ア) 業者又は代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。(以下「代表役員等」という。))</p> <p>(イ) 業者の役員又は支店若しくは営業所を代表する者で(ア)に掲げる以外のもの。(以下「一般役員等」という。))</p> <p>(ウ) 業者の使用人で(イ)に掲げる者以外のもの。(以下「使用人」という。))</p> <p>イ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者が、県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(ア) 代表役員等</p> <p>(イ) 一般役員等</p> <p>(ウ) 使用人</p> <p>ウ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕されないうで公訴を提起されたとき。</p> <p>(ア) 代表役員等</p> <p>(イ) 一般役員等</p> <p>(ウ) 使用人</p>	<p>4 か月以上 12 か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p> <p>1 か月以上 2 か月以内</p>
<p>(2) 県内の公共機関が発注する物品調達業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、物品供給業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>4 か月以上 24 か月以内</p>
<p>(3) 前各号のいずれかに該当したことにより業者等が指名を停止された場合において、当該業者等を、当該指名を停止されている間において、物品調達業務に係る契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p>	<p>1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、物品調達業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 9 か月以内</p>

様式第1号

年 月 日

公立大学法人  
静岡社会健康医学大学院大学 理事長

公立大学法人  
静岡社会健康医学大学院大学 事務局長

物品調達に係る事故等発生報告書

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の物品調達に係る供給業者取引停止要綱第5条第1項に基づき報告します。

記

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
発 生 時 期	
発 生 場 所	
(内容)	

様式第2号

年 月 日

公立大学法人

静岡社会健康医学大学院大学 理事長

公立大学法人

静岡社会健康医学大学院大学 事務局長

取引停止期間の軽減について

さき取引停止された次の者については、取引停止期間を軽減することが適当と認められますので、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の物品調達に係る供給業者取引停止要綱第5条第2項に基づき報告します。

記

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
取引停止期間	
(軽減することが適当と認められる理由及び短縮期間)	

様式第3号

年 月 日

公立大学法人  
静岡社会健康医学大学院大学 事務局長

公立大学法人  
静岡社会健康医学大学院大学 理事長

取引停止（取引停止期間短縮）通知書

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の物品調達に係る供給業者取引停止要綱第6条第2項に基づき通知します。

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
取引停止（取引停止短縮）期間	自 年月日 至 年月日
(理由)	

様式第 4 号

年 月 日

様

公立大学法人  
静岡社会健康医学大学院大学 理事長

取引停止（取引停止期間短縮）の決定について

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の物品調達に係る供給業者取引停止要綱第 8 条に基づき次のとおり取引を停止（取引停止期間短縮）することを決定したので通知します。

取引停止（取引停止短縮）期間	自 年月日 至 年月日
理由	